

令和〇年〇〇月〇〇日

名張市長 北 川 裕 之 様

名張市差別撤廃審議会
会長 松 村 元 樹

新しい名張市人権施策基本計画の策定に関する意見について（答申）

令和6年7月12日付け名人共第361号にて諮問のありましたこのことについては、当審議会における審議の結果、別添資料のとおり答申します。

貴職におかれましては、本答申の内容を十分にご検討いただき、人権施策の推進にお取り組みいただくよう要望いたします。

なお、当審議会における審議の過程で、複数委員から平成7年6月30日の制定以降、改正の行われていない「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」（以下、「市差別撤廃条例」）に関して、「国及び三重県における人権関連の法整備の進展等に鑑み、改正等を視野に入れた早急な見直しの取組が必要である」との意見が出され、審議会として別紙のとおり論点整理を行いました。

別添資料

- 1 第4次名張市人権施策基本計画（概要版）
- 2 第4次名張市人権施策基本計画（本冊）

別紙

「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」の今後の在り方への提言

令和〇年〇〇月〇〇日

名張市長 北川 裕之 様

名張市差別撤廃審議会
会長 松村 元樹

「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」の今後の在り方への提言

1995年に本条例が施行されて以降、本条例は一度も改正されておらず、今日に至っております。このため、本審議会では、以下の内容を整理してきました。

1. まず、本条例が市における差別や人権侵害、人権問題の解決に有効に機能してきたかどうかを検証することが必要です。
2. 本条例施行以降、国際連合において、さまざまな人権に関する条約等が採択・発行されてきて、国際的潮流が大きく変化してきています。
3. 国内では、2016年度に3つの差別解消に関する法律が施行され、「子ども基本法」等の人権に関する法整備も行われています。また、三重県においては、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をはじめ、差別や人権に関する条例が施行されるなど、大きく人権に関する法整備が進められてきています。
4. インターネット上の人権問題をはじめ、差別や人権侵害事案に大きな変容が生じてきており、名張市内や市民が関係する差別事象等が発生し続けているなど、条例の強化・改正が必要な立法事実が蓄積されてきています。

以上のことから、本条例を見直し、改正することが必要であると結論づけました。

なお、条例の見直し、改正にあたっては、市長のもとに当事者や専門家の参画を得た検討委員会を設置されることを提言いたします。